

「伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の改正(案)」の
パブリックコメントの結果について

「伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の改正(案)」へ貴重なご意見をいただき、
ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、お寄せいただいたご意見につきましては、なるべく原文のまま掲載するようにして
いますので、ご了承ください。

パブリックコメントの実施結果

- ◆ 意見募集期間 平成26年9月8日(月曜日)～10月7日(火曜日)
- ◆ 周知方法 ホームページ、広報いせはら9月1日号
- ◆ 閲覧方法 ホームページによる閲覧のほか、公民館、市政情報コーナー(市役所
1階)、障害福祉課(市役所1階)、
- ◆ 提出意見数 13件(3人)
- ◆ 意見の要旨及び市の考え方
次表のとおり

〔対応区分〕 A：条例案に反映されているもの
B：意見を踏まえ、条例案の修正を検討するもの
C：意見として承ったもの

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
1	改正する理由を情報提供 してください。	C	<p>重度障害者医療費助成事業は、神奈川県が全額負担する事業として開始されました。その後、各市町村が事業費の半分を負担するようになり現在の制度を維持しています。</p> <p>本市では、平成25年度で約2億4千5百万円支出し、前年度より約1千万円増加するなど毎年増加傾向にあります。</p> <p>その中、県は所得制限や年齢制限を導入しながら、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方の通院医療について、制度の対象に加えました。</p> <p>県内の各市町村も既に精神障害者保健福祉手帳1級の方を助成対象としており、本市でも対象の拡大を図るとともに、県の制度にあわせた助成内容の改正を行い、本事業の安定的、継続的な運営を図るものです。</p>

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
2	他市の状況や、伊勢原の位置を示してください。	C	神奈川県下19市では、65歳以上の新規手帳取得者を制度から適用除外しているのは9市、所得制限を導入しているのは4市、精神障害者保健福祉手帳1級の通院助成は18市が行っています。
3	所得制限をしないで、従来通り助成して下さい。どうして制限するのですか。	C	所得制限は、将来に向けた本制度の安定した制度運営のため、県の制度との整合性を図る目的がありますが、限度額は、国で定めた特別障害者手当を準用しており、扶養親族のいない単身の方で、給与収入で年収518万円です。
4	所得制限については、あまりにも限度額が低すぎます。これでは非正規で働く人が多くなり、所得が低く抑えられた結果、国民全体の収入は少なくなってきました。ですから所得制限はしないでいただきたいのです。もし、所得制限をするのであれば、1,000万円程度まで引き上げるべきだと思います。	C	本市でも、医療費の公平な負担と本事業の安定的、継続的な運営のためには、ある程度収入のある方を対象外とする必要があると考えます。
5	心身障害者の医療費助成制度は、神奈川県では平成20年度以降見直しがされ、全国の都道府県・市区町村によって助成の内容が異なっているようです。私はこの医療費助成制度は国の制度として位置づけることにより、全国的に差が無く実施できると考えています。そこで、伊勢原市として国に心身障害者医療費助成制度の制度化を強く要望してください。	C	国の医療保険制度は、医療費増大に伴い度重なる改正が行われました。現状では、国民皆保険といった国の役割と、個別の事情による各地方公共団体の医療費助成の役割といった整理の中で、各々が制度の維持・継続を踏まえた上で改革を行っていく必要があると考えています。

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
6	65歳以上の障害手帳をはじめて交付の方も助成の対象として下さい。どうして対象外とするのですか。	C	65歳以上で障害者手帳を初めて交付された方を助成対象外とする理由は、将来に向けて本制度の安定した制度運営のため、県の制度との整合性を図ることにありますが、その理由は次のとおりです。
7	医療費助成対象を、新たに65歳になる方を認めないのには理解できません。確かに高齢になると様々な疾病によって、障害者になる方は増加しているのは事実です。しかし、新たに65歳で線を引くことはなく、伊勢原市の予算が厳しいからといって、助成の対象外にするのは反対です。		(1) 一般的には障害がなければ、65歳になるまでに概ね財産形成が図られていると考えられます。 (2) 65歳以上の方は、加齢に伴う医療的な措置という点で、障害のない高齢者とのバランスを考慮する必要があると考えます。 (3) 一定の障害がある方については、本来75歳以上が対象である後期高齢者医療制度が65歳から対象となり、自己負担額は1割となります。
8	この条例での65歳の取扱いの違いは格差助長に繋がらないでしょうか。又、65歳にした根拠は。(65歳での年齢区分根拠が「年金受給年齢」って本当：窓口での質問に対する回答)		
9	生活保護対象者の扱いはどうなるのかを含め、この文章では改正前の条例がどうなっているのかが分からない。したがって比較ができないため、全容が把握できず適切なコメントができなかった(一般市民は理解できるのか)。判断資料として是非添付してください。	C	重度障害者医療費助成制度は、医療保険の自己負担分を助成する制度です。生活保護世帯の方は、引き続き生活保護費の医療扶助の対象となり、本制度では対象外となります。また、改正前の条例は、市のホームページや市本庁舎1階の市政情報コーナー等で閲覧していただくことができます。

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
10	条例の一部に精神障害者1級は該当するようですが、重度障害者は身体で1級及び2級が該当していますので、精神障害者の人たちも2級までとすべきであると思います。	C	本制度の改正趣旨は、重度の精神障害者を対象とするとともに、将来に向けて安定した制度運営を継続することにあります。そのため県の制度との整合性を図る必要があります。
11	総じて評価できる点は、精神障害者を対象としたところです。ぜひ、2級まで対象にしてください。		
12	財政の専門家ではありませんし、伊勢原市の財政内容を熟知しているわけでもありませんが、予算を削るとなると国は消費税を3%値上げして、その財源で社会保障に使うといったにもかかわらず、福祉・医療の充実に使われているとは思えません。伊勢原市においても、お金がかかる福祉や医療を削ることは極力やめて、使い方を考えていただきたいと思います。	C	福祉に係る予算の多くを占める扶助費については、毎年増加しています。今回の改正は、現制度の予算を削減するのではなく、将来に向けた本制度の安定的、継続的な運営のために行うものです。
13	助成対象者数の想定と厳しいといわれている財政の中、財源の手当は。	C	助成対象者数は、平成25年度決算で1,613人です。今回の改正では、対象者の拡大とともに所得制限、年齢制限を導入し、将来に向けて安定した制度運営の継続を目指しています。